

北杜市 子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

ごあいさつ

北杜市においても、出生数の急激な減少が進んでおり、まさに「ふるさと存続の危機」といえるような深刻な状況にあります。

これまで、「子どもの声が響くまち 北杜」の実現に向け、平成22年に「北杜市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、6つの基本方針を柱として、若者が住みたい、子どもや子育てにやさしいまちを目指してまいりました。

なかなか特効薬も見つかりませんが、「子育て支援の充実」と「子育て世代に魅力のあるまちづくり」を主要施策に掲げ、保育料第2子以降無料化や子ども医療費補助の受給対象年齢の拡大、ファミリー・サポート・センター、ほくとハッピーワークの設置、小児科の開業医への補助、子育て支援住宅の建設など、様々な取り組みを進めてまいりました。しかし、少子化による人口減少は歯止めがかかることなく大きな課題となっております。

国においても、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定し、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

この制度では、子育て支援の拡充や地域に応じた子育て支援を市町村において進めることとなることから、国の新たな制度に対応するため、この度「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、子育て世代が魅力を感じ、子育てしやすいまちづくりを目指すため、多くの子育て中の保護者の皆様に「アンケート調査」へのご協力をいただきました。

今後は、本計画に基づき、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくりを一層進めるとともに、若者が元気で働き、子どもを育て、豊かな暮らしを次世代へと引き継げるよう、「働きながら子育てをする家庭への支援」に重点をおき、子どもの声が響く、活力ある「ふるさと北杜」を築くため、全力で取り組んでまいります。

皆様のご理解ご協力、そして一層のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました子ども・子育て会議の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

北杜市長 白 倉 政 司

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の期間	2
3 計画の法的根拠	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	3
1 統計データによる現状	3
2 保育・子育て支援サービス等の状況	7
3 アンケート調査結果の概要	9
4 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念及び基本的な視点	16
2 基本方針	17
3 施策の体系	18
4 子ども・子育て支援新制度に基づく対応	19
第4章 基本施策の展開	21
1 元気な声が響くまち～母子保健・医療体制ネットワークの充実～	21
2 親子で声が響くまち～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～	25
3 明るい声が響くまち～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～	30
4 近隣で声が響くまち～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～	33
5 地域に声が響くまち～子どもの権利保障～	36
6 杜っ子の声が響くまち～子ども・子育てにやさしいまちづくり～	42
第5章 数値目標及び確保の方策	46
1 教育・保育事業	46
2 地域子ども・子育て支援事業	47
第6章 推進体制	50
1 計画の推進に向けて	50
2 計画の評価・検証	50
資 料	51

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進んでいる一方で、高齢化は世界に例を見ない速度で進行しており、急速な少子・高齢化社会が到来しています。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。少子・高齢化が加速することは、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを生み育てられるとともに、子ども自身が安心して健やかに育っていく力を身につけるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

こうした状況を受け、国では少子化対策として、平成 15 年の「次世代育成支援対策推進法」の制定をはじめ、総合的な施策を展開してきました。しかし、その間においても、少子化の進行に歯止めがかかることはなく、都市部における待機児童の深刻化、子育ての孤立感・負担感の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

北杜市（以下「本市」という。）においては、平成 21 年度に「子どもの声が響くまち—北杜市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「ふるさと元気！杜っ子づくりプロジェクト」を掲げ、市民、地域、行政の協働による子育て支援の充実と子育て世代に魅力あるまちづくりに取り組んできました。

「北杜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、「子どもの声が響くまち—北杜市次世代育成支援後期行動計画」が期間満了を迎えるにあたり、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定するものです。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。計画最終年度である平成 31 年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

3 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条に基づく法定計画として作成するものであり、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

【子ども・子育て支援法（第 61 条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「子どもの声が響くまち—北杜市次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するとともに、市の最上位計画である「第 1 次北杜市総合計画後期基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り策定しています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

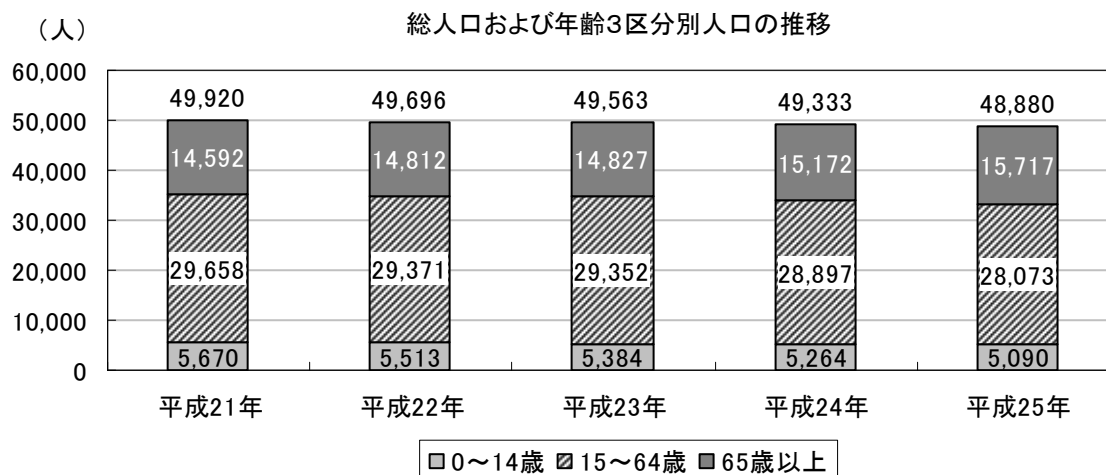
1 統計データによる現況

(1) 人口の状況

①総人口および年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成25年現在48,880人で年々減少傾向となっています。

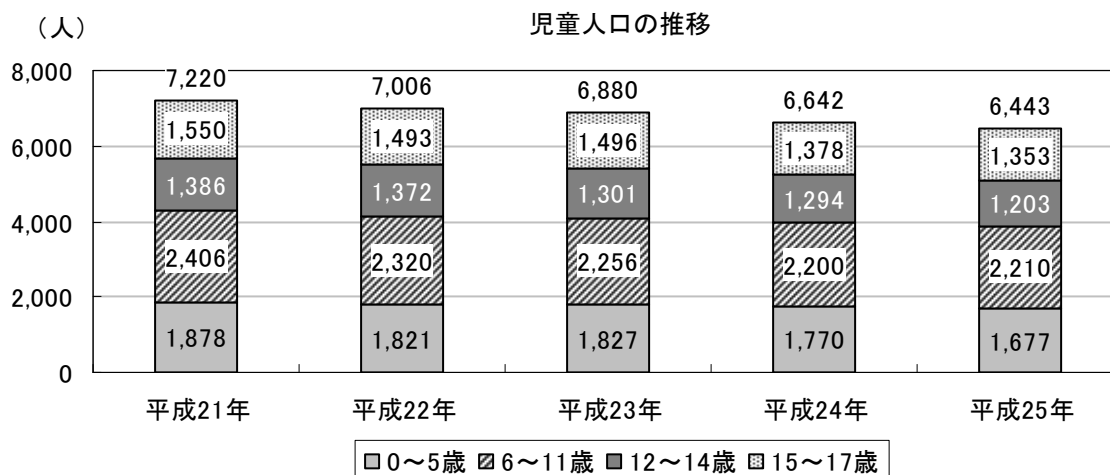
年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているのに対し、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、本市においても少子・高齢化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②児童人口の推移

0～18歳未満の児童人口の推移をみると、平成25年現在で6,443人となっており、年々減少しています。特に、12～14歳と15～17歳の人口がこの5年で13%前後の減少を示しています。



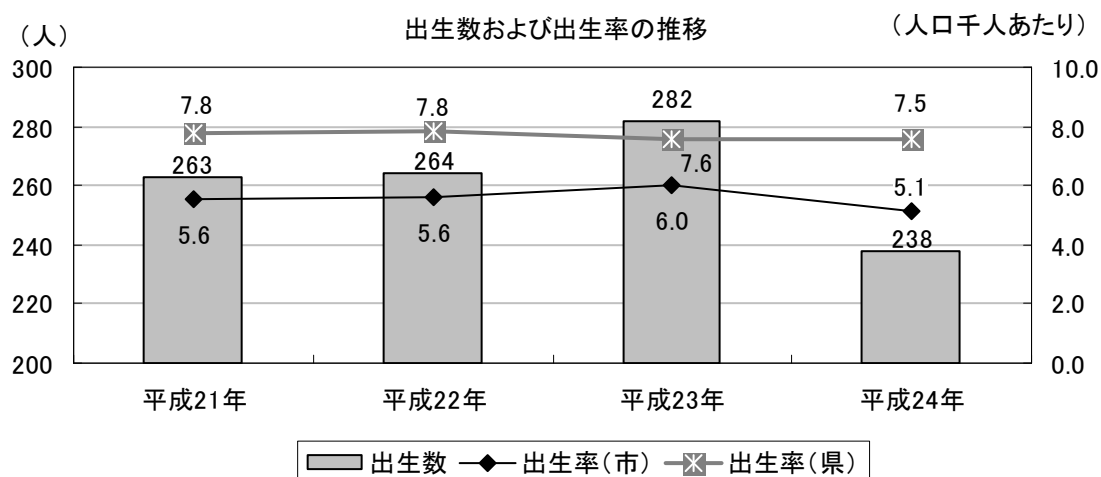
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 出生の状況

①出生数および出生率の推移

本市の出生数は平成 24 年は 238 人で、平成 23 年までは増加傾向となっていました、平成 24 年に減少に転じています。

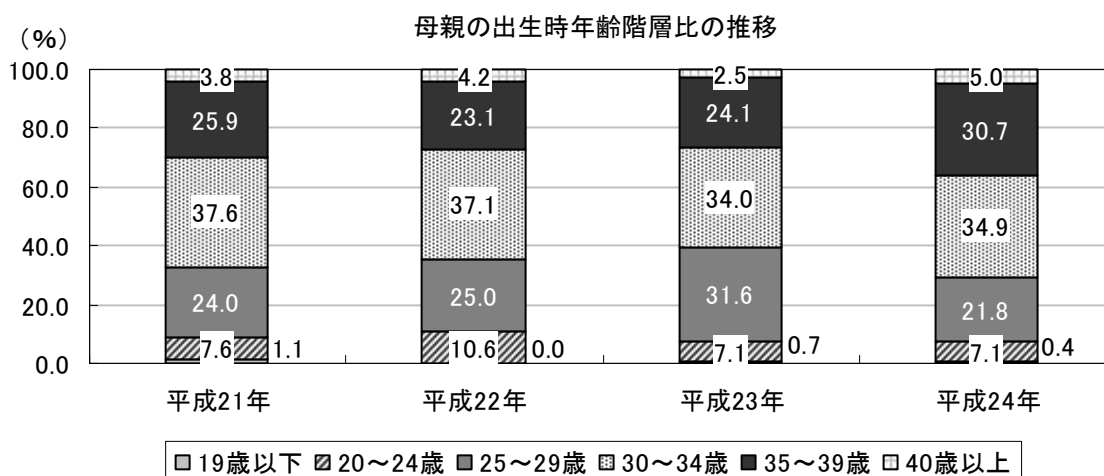
また、出生率については、出生数の増減に伴う変化で推移しており、近年は県の水準を下回っている状況です。



資料：人口動態統計

②母親の出生時年齢階層比の推移

母親の出生時の年齢階層比の推移をみると、いずれの年も 30～34 歳が最も高く、平成 24 年は 34.9%となっています。しかし、近年 35 歳以降の伸びが著しく、平成 24 年は 35～39 歳が 30.7%、40 歳以上が 5.0%、35 歳以降が 35.7%と、前年よりも 9.1 ポイント上昇しています。



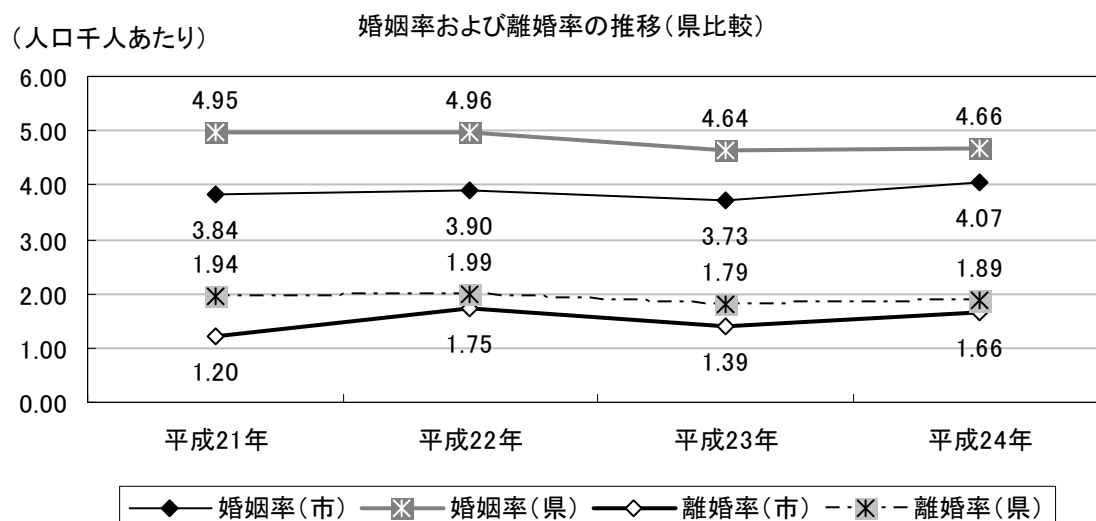
資料：人口動態統計

(3) 婚姻の状況

①婚姻率および離婚率の推移

本市の婚姻率については、平成24年現在で人口千人あたりの割合が4.07となっています。平成24年はこの4年で最も高くなっているものの、県の水準4.66を下回っている状況です。

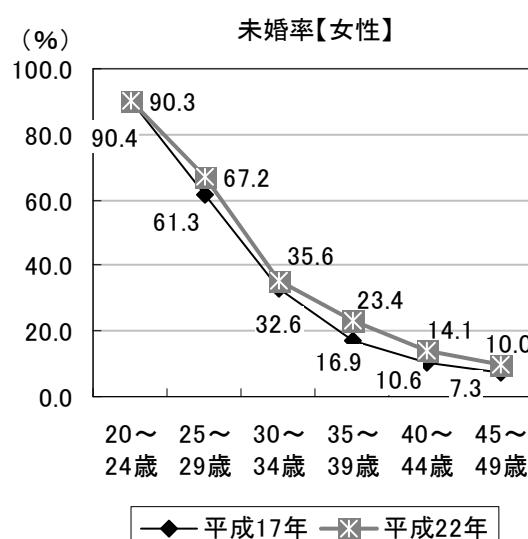
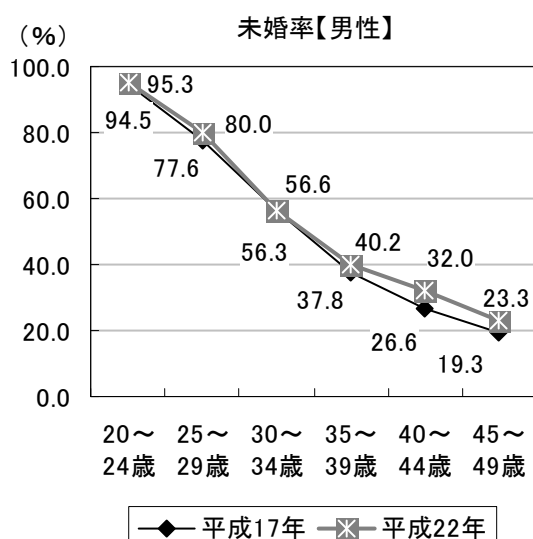
離婚率については、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、県の水準ともほぼ同程度となっています。



資料：人口動態統計

②未婚率の推移

20歳代から40歳代の男女の未婚率の推移をみると、男性は40歳以上、女性は25～29歳と35～44歳で、やや未婚率が高くなっていることがわかります。

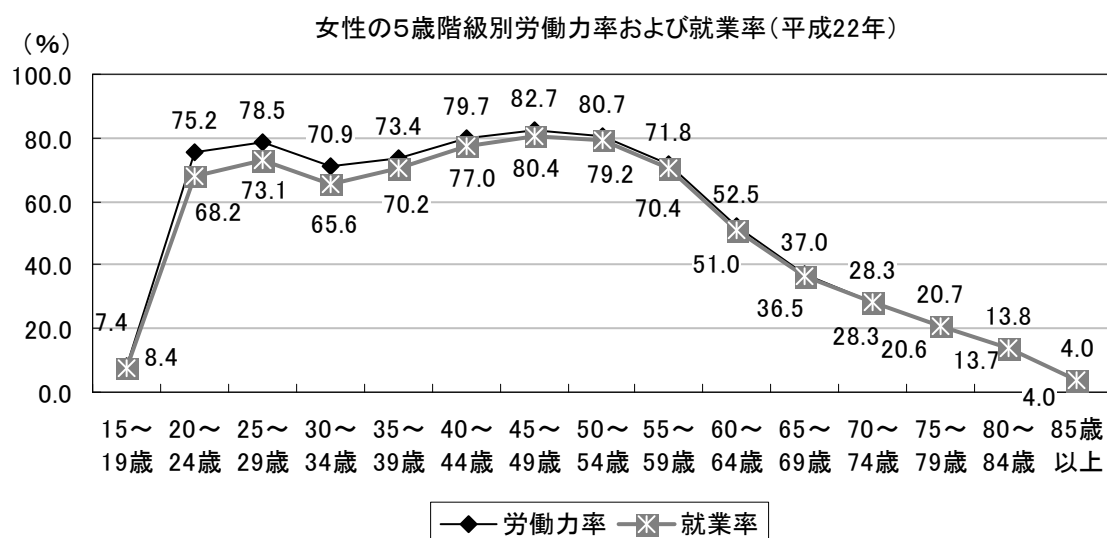


資料：国勢調査

（４）女性の就労の状況

女性の５歳階級別の労働力率（１５歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）および就業率（１５歳以上人口に占める就業者の割合）は、全国的な傾向と同様、２０歳代後半で最初のピークを迎え、結婚・出産期にあたる３０歳代で一旦低下し、４０歳代以降再び上昇するＭ字カーブを描いています。

特に、２０歳代から３０歳代前半において、労働力率よりも就業率が最大で７ポイント下回っており、働ける状態にある女性の数に対し、実際に働いている女性の数が少なくなっていることがわかります。

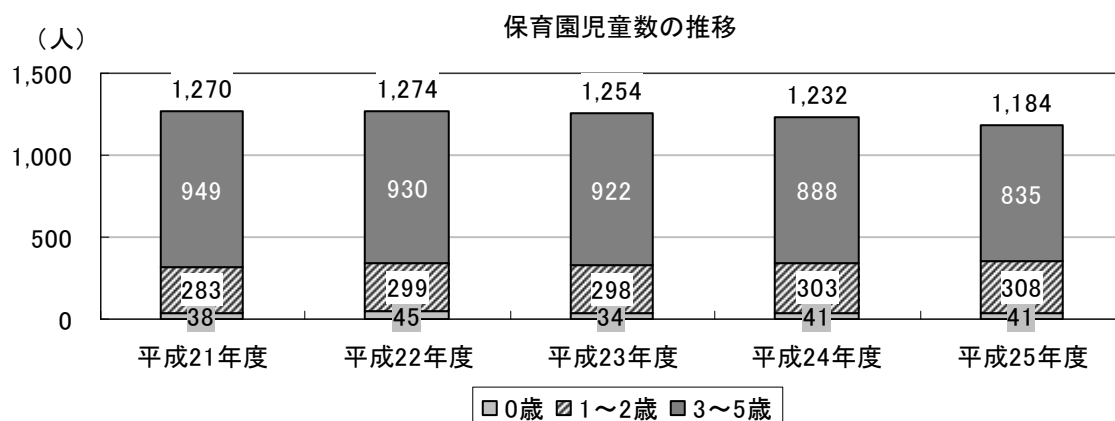


資料：国勢調査

2 保育・子育て支援サービス等の状況

(1) 保育園の状況

保育園児童数の推移は平成 25 年度現在 1,184 人で、児童人口の減少に伴い、年々減少しています。しかし、年齢別にみると、3 歳以上では減少しているのに対し、0～2 歳では増加の傾向がみられます。



資料：子育て支援課（各年度 3 月 31 日現在）

(2) 各種事業の利用状況

①時間外保育

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11 時間）を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
利用者数(人)	476	484	450	474	438

資料：子育て支援課

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学生児童のうち、親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、市内 11 か所で実施しています。放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
登録者数(人)	428	430	452	414	450

資料：子育て支援課

③地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
延べ利用者数(人)	17,273	19,050	17,660	20,635	22,593

資料：子育て支援課

④一時預かり事業

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育園その他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
利用者数(人)	82	45	37	26	21

資料：子育て支援課

⑤ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（協力会員）が、会員となり助け合う組織です。本市では、会員同士の連絡調整を行う専門のアドバイザーを配置しています。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
依頼会員(人)	－	112	185	241	290
協力会員(人)	－	68	77	79	81
活動件数(件)	－	67	514	918	1,177

資料：子育て支援課

⑥乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師、看護師や子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
訪問者数(人)	280	265	236	240	224

資料：子育て支援課

⑦妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査受診票・助成券（合計 14 回分）を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査を行います。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
受診者数(人)	3,041	3,406	2,941	2,733	2,596

資料：子育て支援課

⑧養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が連携、虐待通告があった家庭等、継続して家庭訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
訪問者数(人)	8	5	2	4	3

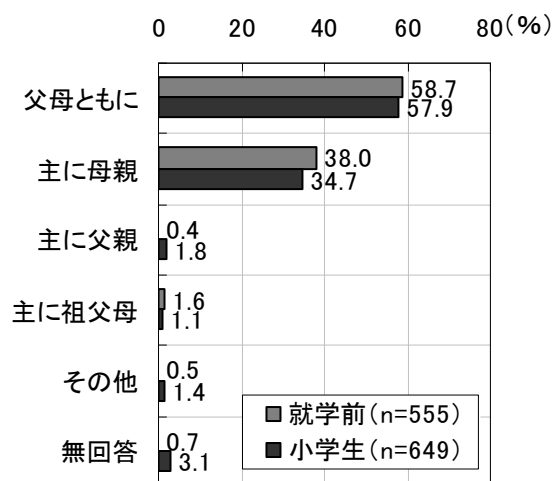
資料：子育て支援課

3 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「北杜市子育て支援ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。（回収率は、就学前児童 41.6%、小学生児童 40.2%）以下に、主な結果を示します。

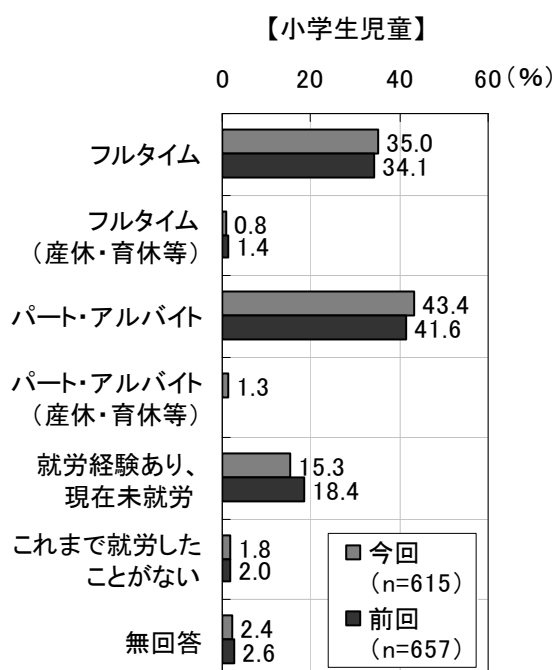
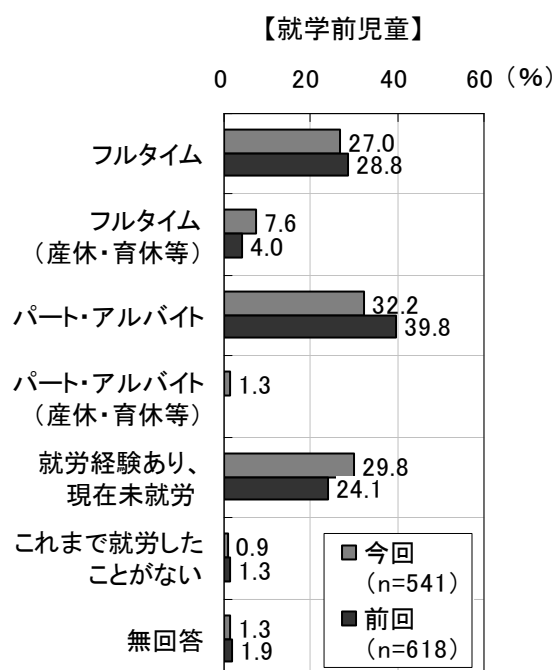
（１）子どもの身のまわりの世話について

子どもの身のまわりの世話を主に行う人は、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が最も多く約6割、次いで「主に母親」が3割半ばから4割弱となっています。

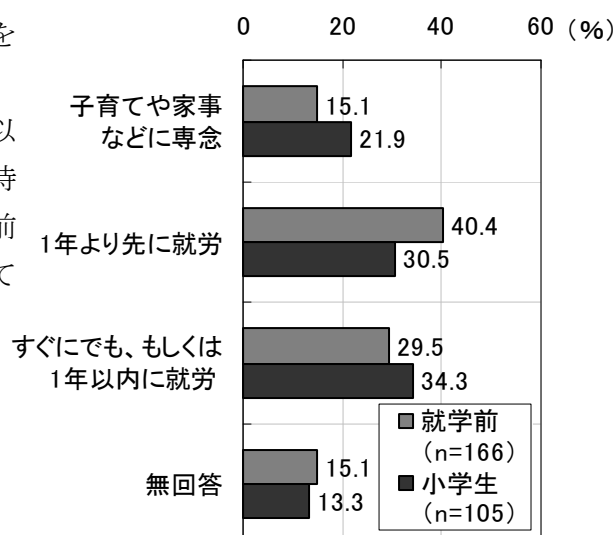


（２）母親の就労状況について

母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「パート・アルバイト」で就労している人が最も多くなっています。また、5年前に実施した同様の調査と比較すると、就学前児童では、就労形態にかかわらず就労している人が減少しているのに対し、小学生児童では就労形態にかかわらず就労している人が増加しています。

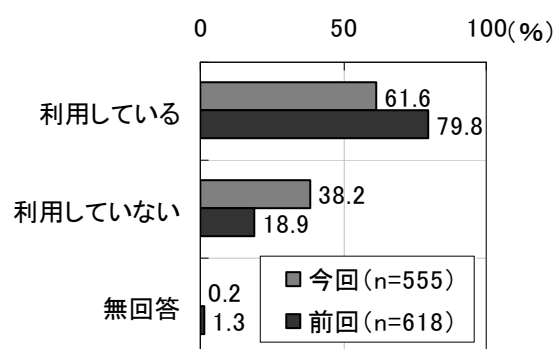


母親で現在未就労の人の今後の就労意向をみると、就学前児童では「1年より先に就労」、小学生児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労」が最も多くなっています。就労の時期にかかわらず、働く希望がある人は、就学前児童で約7割、小学生児童で6割半ばを占めています。

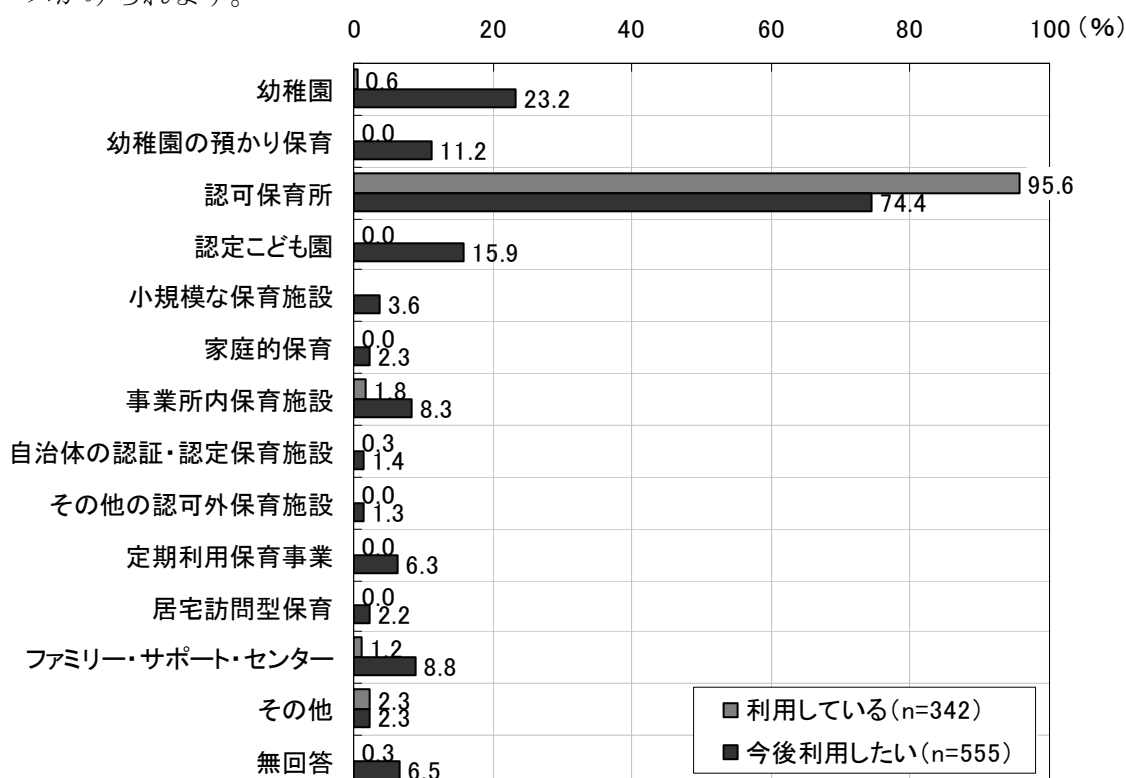


(3) 保育園等の利用について

保育園等の利用状況については、「利用している」と回答した人が約6割で、5年前に実施した同様の調査よりも約2割減少していることがわかります。

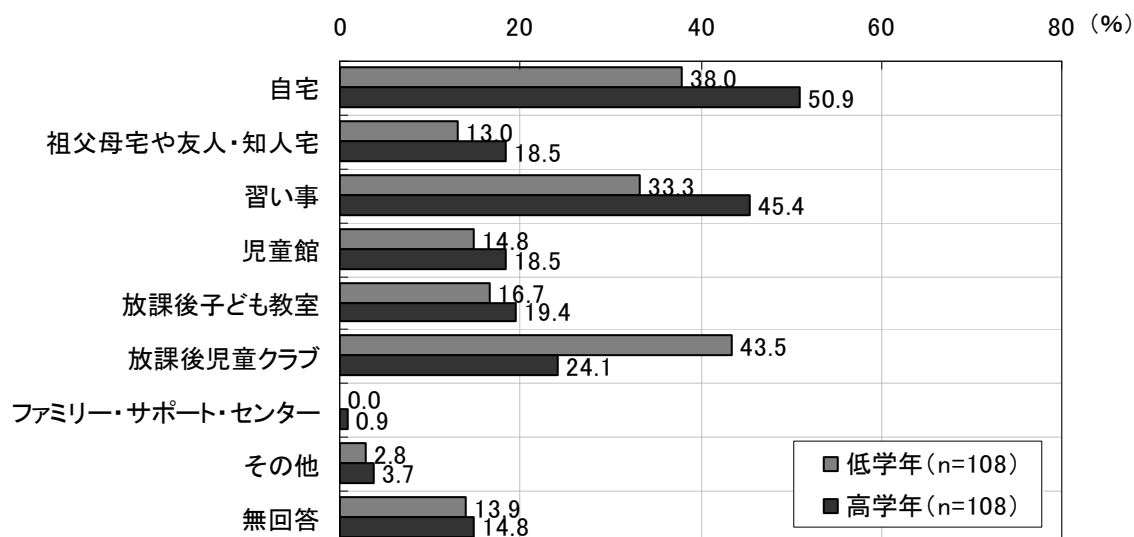


また、利用している教育・保育事業は「認可保育所」が9割以上となっています。また、今後利用したいと考える教育・保育事業では、「幼稚園」や「認定こども園」に対する一定のニーズがみられます。



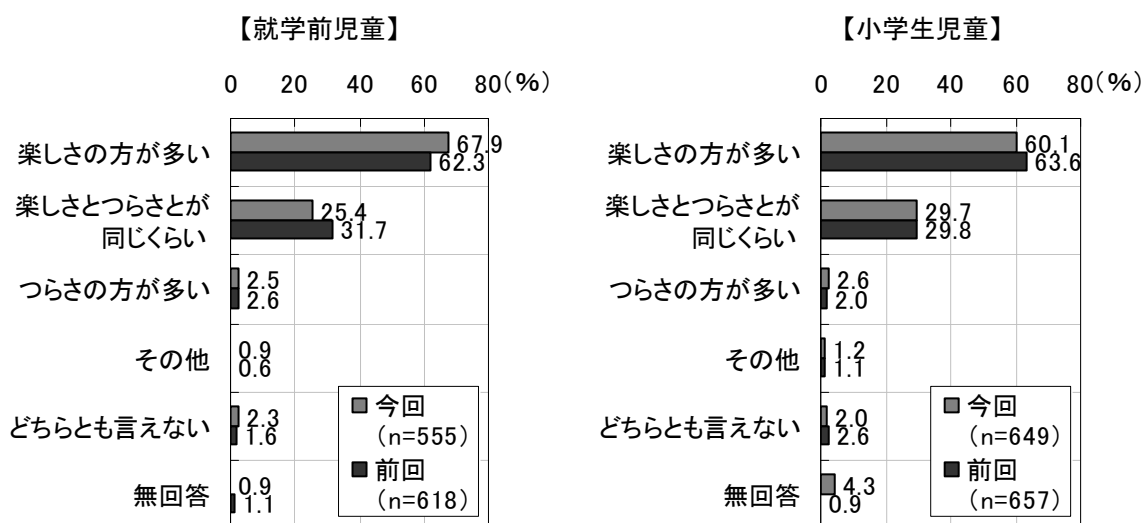
(4) 放課後等の過ごし方について

就学直前の児童の放課後の過ごし方について、低学年と高学年での希望をみると、低学年では「放課後児童クラブ」、高学年では「自宅」が最も多くなっています。高学年になると、「習い事」の需要も高まるものの、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」にも一定のニーズが確認されます。

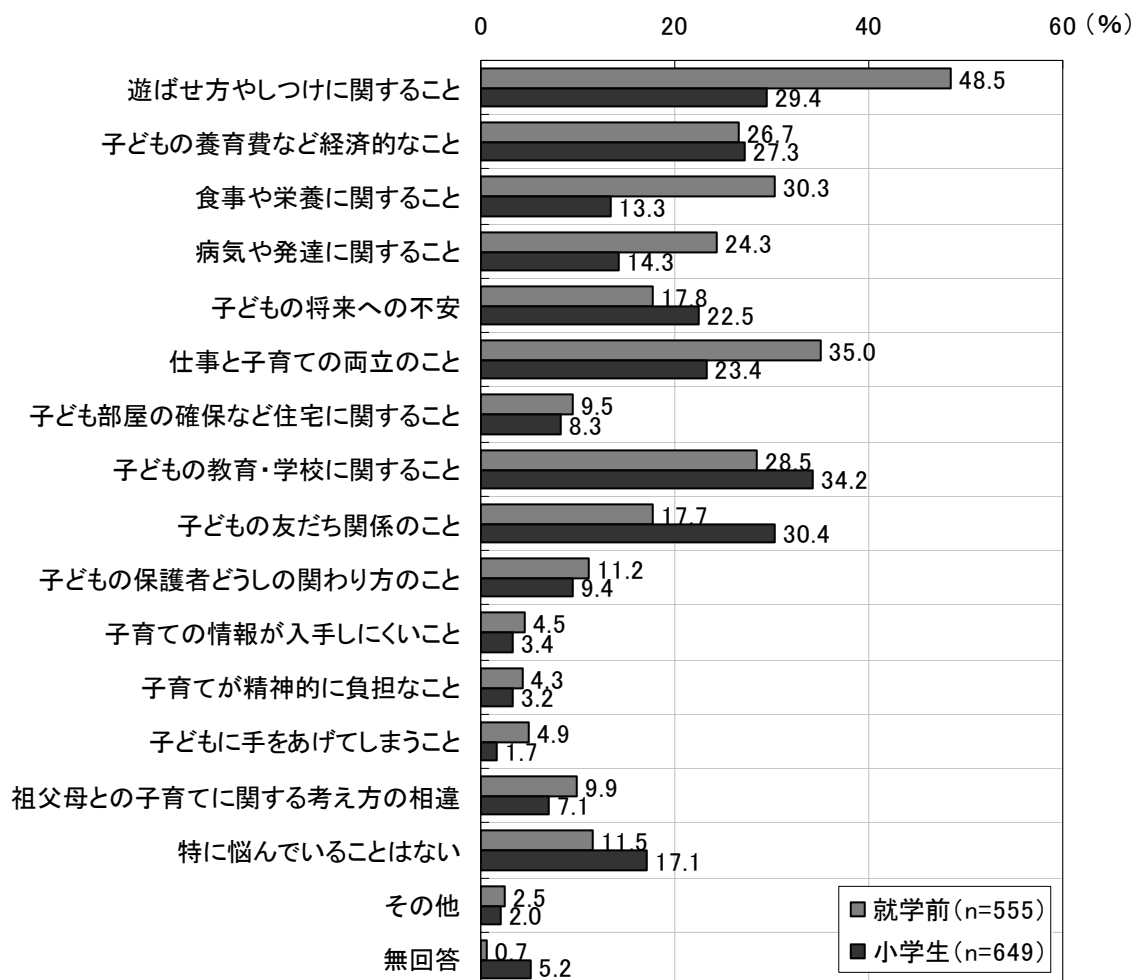


(5) 子育て全般について

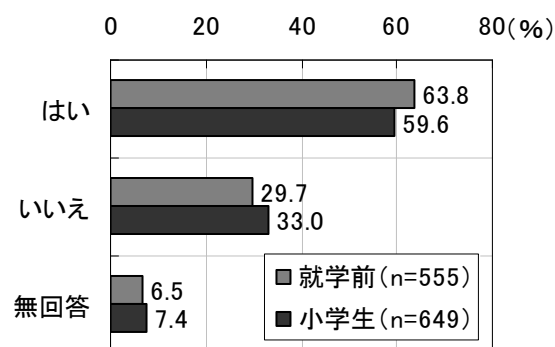
子育てが楽しいかについては、就学前児童、小学生児童ともに「楽しさの方が多い」が最も多く6割を超えています。特に、就学前児童では約5ポイント増加しています。しかし、「つらさの方が多い」と回答している人も、就学前児童、小学生児童ともにわずかにみられます。



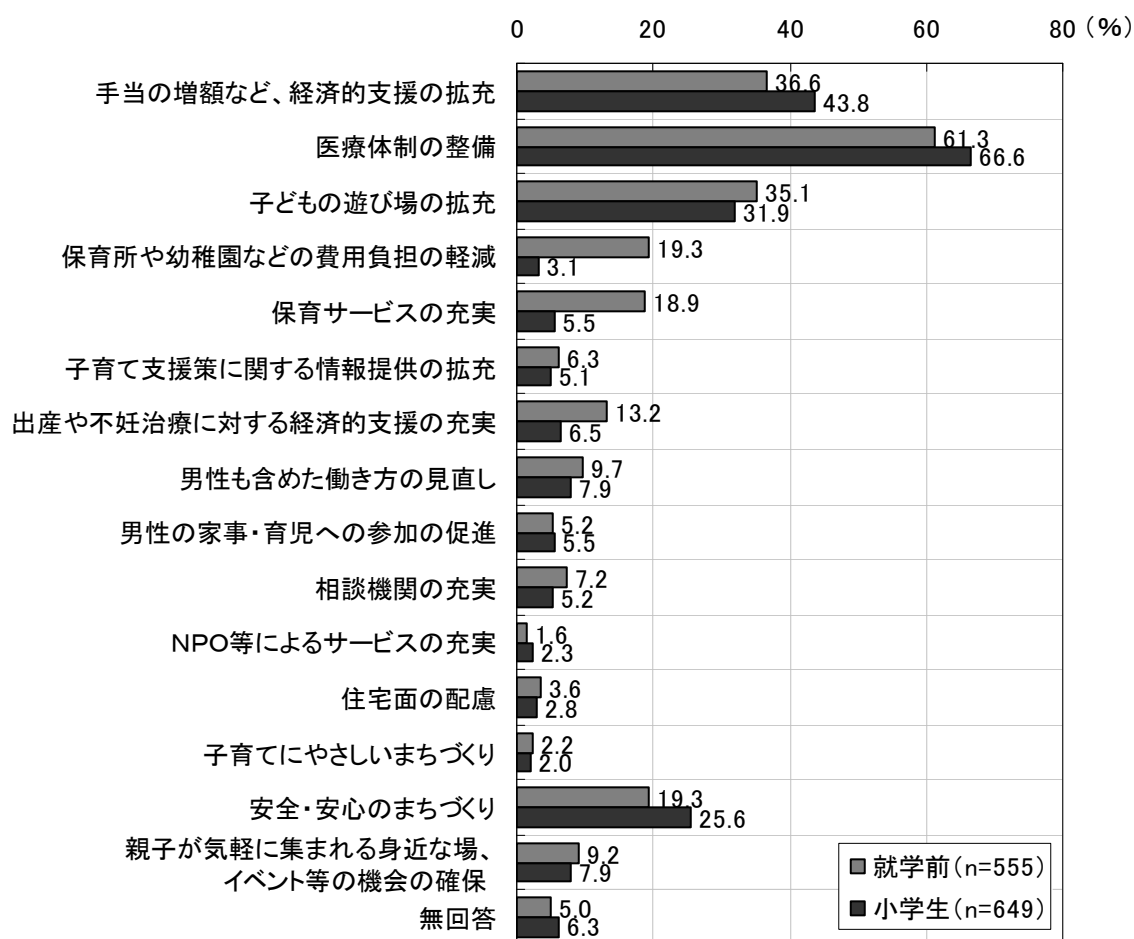
子育てに関して悩んでいることについては、就学前児童では「遊ばせ方やしつけに関する
こと」、小学生児童では「子どもの教育・学校に関すること」が最も多くなっています。次い
で、就学前児童では「仕事と子育ての両立のこと」、小学生児童では「子どもの友だち関係の
こと」が多くなっています。



北杜市が子育てしやすいまちだと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに「はい」が「いいえ」を上回っています。



行政に対して今後期待する子育て支援については、就学前児童、小学生児童ともに「医療体制の整備」が最も多く、次いで「手当の増額など、経済的支援の拡充」、「子どもの遊び場の拡充」が多くなっています。



4 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況

「子どもの声が響くまち—北杜（北杜市次世代育成支援後期行動計画）」の計画期間における達成状況について、基本目標ごとに進捗の把握及び評価を行いました。以下に、結果の概要を示します。

①基本方針1 元氣な声が響くまち

母子保健や医療体制のネットワークの充実に取り組みました。主な成果として、子ども医療費補助の受給対象者を平成26年10月より小学6年生まで拡大したこと、開業支援事業により小児科医が開業があったこと、母子保健地域組織育成事業として高根地区に愛育会が設置されたこと、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し積極的な相談支援を実施したことなどが挙げられます。

②基本方針2 明るい声が響くまち

教育・思春期保健・スポーツ環境の充実に取り組みました。主な成果として、自然や人材、文化施設など、子どもの教育に資する地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した教育「原っぱ教育」を推進し、一定の研究成果発表が成されたこと、ブックスタート事業を推進し、親子に読書の重要性の普及浸透を図ったことなどが挙げられます。

一方で、家庭教育講演会については、保護者がさらに参加しやすい環境づくりや開催の工夫についての課題が確認されました。

③基本方針3 親子で声が響くまち

保育サービスの充実やワークライフバランスの推進に取り組みました。主な成果として、ほくとハッピーワークを活用し、保育所入所を希望する求職中の保護者の支援を行ったこと、私立聖ヨハネ保育園の新園舎建設に対して、建設費の補助を行ったことなどが挙げられます。

④基本方針4 近隣で声が響くまち

子育て家庭支援・家庭地域の養育力の向上に取り組みました。主な成果として、長坂西放課後児童クラブの開設や武川放課後児童クラブを甲斐駒センターせせらぎ内への移設などを通して、放課後児童クラブ運営体制の充実を図ったことなどが挙げられます。

一方で、病後児保育については一定のニーズが確認されているものの、実施手法の検討には至らなかったこと、などの課題が確認されました。

⑤基本方針５ 地域に声が響くまち

子どもの権利保障として、ひとり親家庭や障害のある子どもへの対応、児童虐待等について取り組みました。主な成果として、内容が多様化、専門化するひとり親家庭からの相談に対し、母子自立支援員が積極的な対応を行うとともに、支援員の資質向上を図ったこと、障害児に対する取り組みとして、相談支援事業所の連絡会を毎月開催し、情報交換や共通意識の醸成を図ったこと、気になる児童については職員を加配し、専門機関と連携して保育を行ったことなどが挙げられます。

一方で、障害児に対する取り組みのうち、発達障害に関しては対象となる子どもの年齢に幅があるため、同じ障害を持つ親同士の情報交換の場、思いを分かち合える集いに支援や配慮をしていくことが必要である、などの課題が確認されました。

⑥基本方針６ 杜っ子の声が響くまち

子ども・子育てにやさしいまちづくりとして、食育や住環境の充実、若者への支援などに取り組みました。主な成果として、作物を育て収穫し、食べるという一貫した本物体験を提供する教育ファーム事業を小学校５校、保育園１５園で実施し、食育の推進に寄与したこと、「北杜市子育て支援住宅整備計画」を策定し、須玉地区・大泉地区・武川地区の子育て支援住宅の建設に向け着実な推進が成されたこと、などが挙げられます。

一方で、地産地消の推進に向け、関係機関とのさらなる連携が必要であること、地域間での格差をなくすよう努めること、社会的自立に困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携し一体的な支援を実施するための青少年育成北杜市民会議の活用について、さらに検討する必要があること、などの課題が確認されています。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び基本的な視点

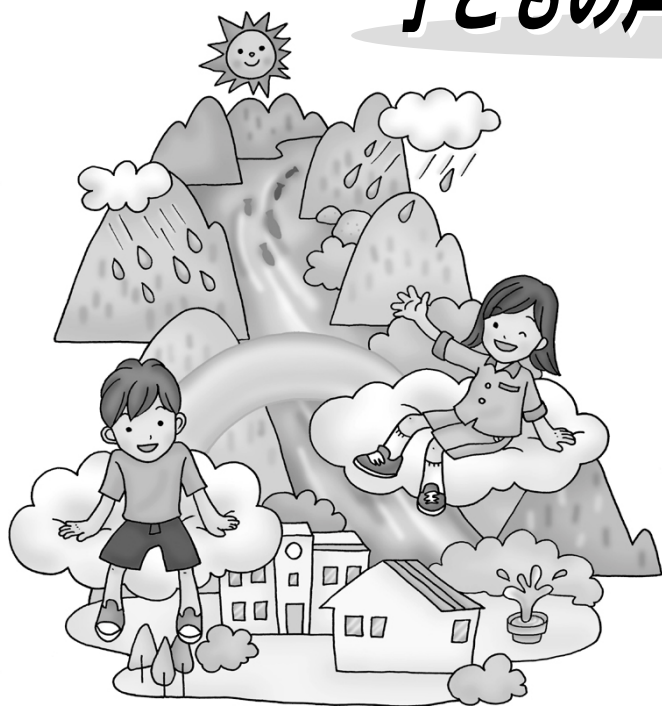
(1) 基本理念

本市ではこれまで、子育てしやすい魅力的なまちづくりをめざして、これまでも重点的に少子化対策や子育て支援に取り組んできました。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会がめざされており、一層「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の中心に子どもを据えながら計画を推進していく必要があります。

そのため、本計画においても、これまでの理念や考え方を継承し、「北杜市次世代育成支援行動計画」で定めた基本理念を踏襲することで、幸せで楽しい子どもの声が至るところで響く地域づくりのさらなる推進を図ります。

子どもの声が響くまち—北杜



（２）基本的な視点

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、次の８つの視点を引き継ぎ、各施策や事業に取り組みます。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①子どもの視点 | ⑤すべての子どもと家庭への支援の視点 |
| ②次代の親づくりという視点 | ⑥地域の社会資源の効果的な活用の視点 |
| ③サービス利用者の視点 | ⑦サービスの質の視点 |
| ④社会全体による支援の視点 | ⑧地域特性の視点 |

２ 基本方針

本計画における基本方針を、これまでの考え方を踏襲し、以下のとおり定めます。

○元気な声が響くまち ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健康で過ごせるよう、病気やケガの対応にも心配のないまちをめざします。

○親子で声が響くまち ～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～

子育て家庭を支援し、夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、親子で楽しい毎日が過ごせるまちをめざします。

○明るい声が響くまち ～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～

子ども達が将来に夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長するまちをめざします。

○近隣で声が響くまち ～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～

近隣で一体となり子どもの成長を見守る、子育て意識を持ったまちをめざします。

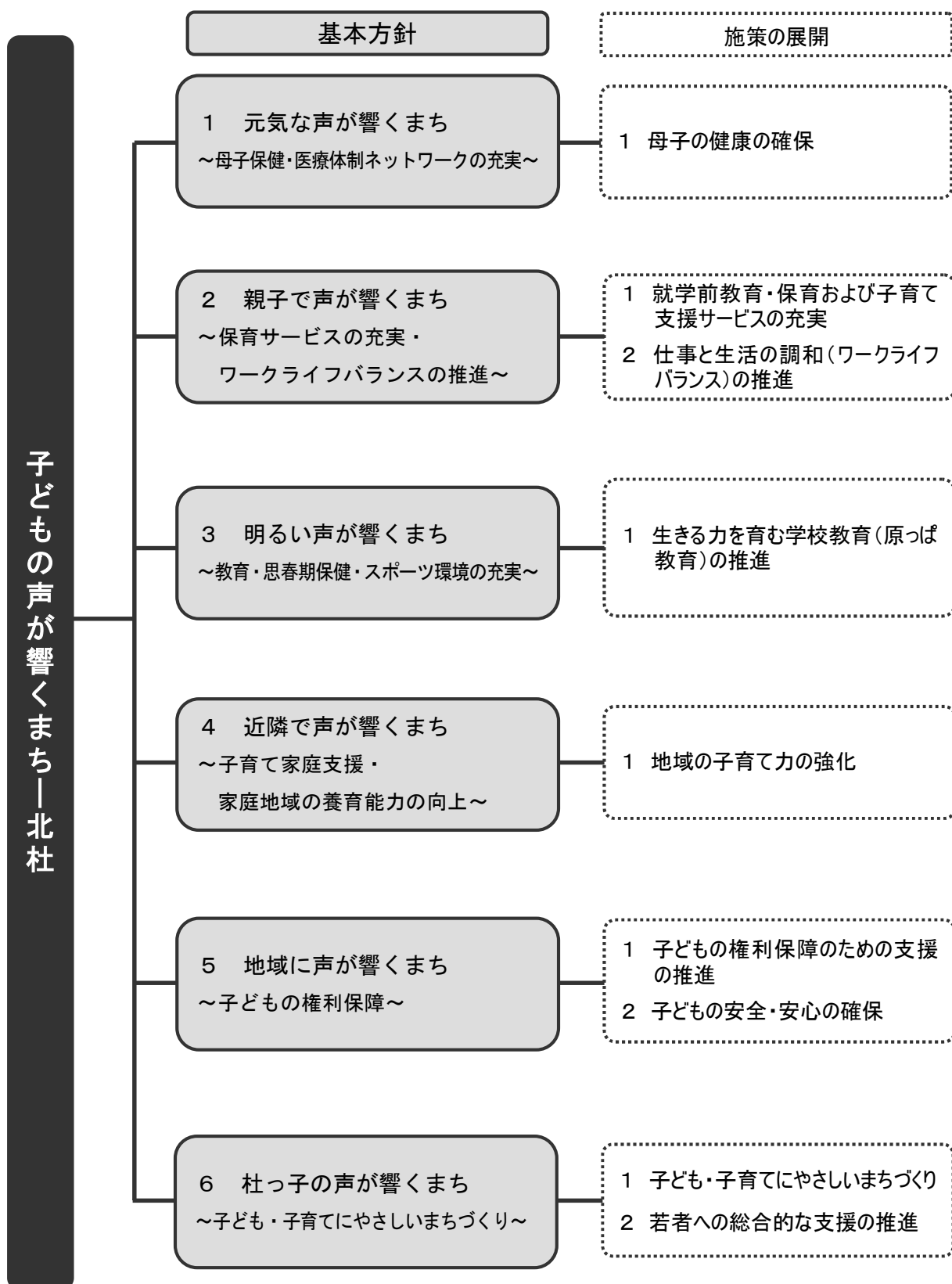
○地域に声が響くまち ～子どもの権利保障～

子どもが安全に自分らしく暮らせるよう、子どもの視点に立った環境整備・基盤整備を進めるまちをめざします。

○杜っ子の声が響くまち ～子ども・子育てにやさしいまちづくり～

若者への支援等を通じ、若者が住みたい・住み続けたい子ども・子育てにやさしいまちをめざします。

3 施策の体系



4 子ども・子育て支援新制度に基づく対応

(1) 前提となる事項

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。また、給付に関して、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり （教育のニーズあり）	保育の必要性あり （教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用 施設 可能	認定こども園				
	幼稚園				
	保育所				
	地域型保育事業				

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う）

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②延長保育事業
- ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ⑬多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業【新設】

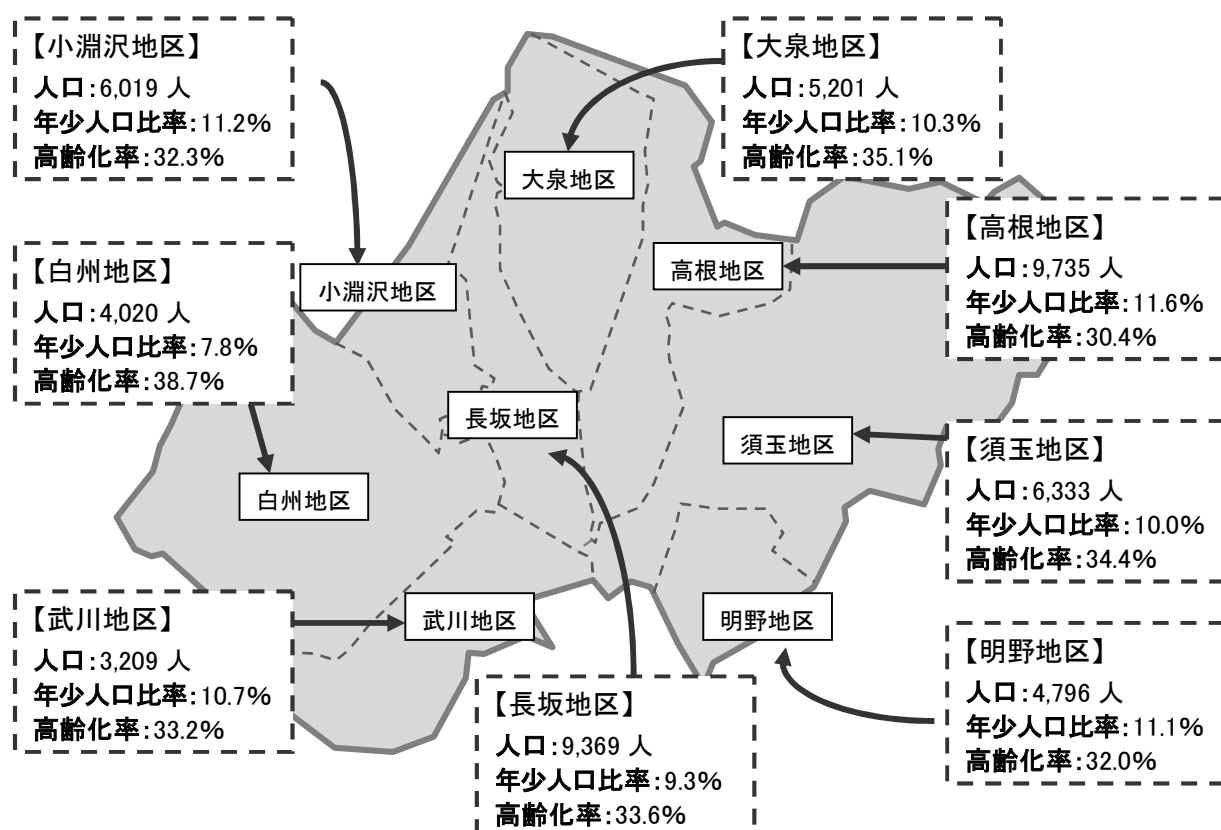
（２）教育・保育の提供区域の設定

本計画では、平成 25 年 12 月に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の指針に沿って 5 年の計画期間（平成 27 年度から平成 31 年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）は市全体を 1 つの提供区域として、放課後児童健全育成事業は小学校区に基づく 8 区域を提供区域として設定することとします。

なお、上記のように提供区域を定めつつも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。



資料：住民基本台帳（平成 26 年 4 月 1 日現在）

第4章 基本施策の展開

1 元気な声が響くまち～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

(1) 母子の健康の確保



現状と課題



母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。とりわけ妊娠・出産期における

母体の健康管理、安定した精神状態の確保は、胎児への影響が大きいことから、重要な課題となっています。また、近年は少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、さらには生活様式や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。

本市では、産婦や乳児への訪問指導のほか、妊娠届時や母子健康手帳交付時に保健師による面接指導を行っています。若年妊娠や養育環境が整わない中での妊娠出産、高齢初産など、さまざまなリスクを伴うケースが増えてきており、保健・医療機関とのさらなる連携が求められています。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える総合的な相談支援体制（子育て世代包括支援センター）を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもが安心して医療が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが必要です。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
母子の健康の確保	1 妊娠・出産への支援の充実	安全・安心な妊娠・出産への支援 不妊への支援
	2 乳幼児の健康管理の支援	乳幼児健康診査の実施 歯科検診と予防指導の強化 予防接種の実施
	3 育児に関する保健指導・相談の充実	保健指導や意識啓発の充実
	4 小児医療の充実	小児医療体制の充実
	5 食育の推進	食生活と栄養に関する支援、啓発 食と農の杜づくり推進計画

①妊娠・出産への支援の充実

妊娠期を健やかにすごして、安心して出産・育児を迎えられるように、生活指導や栄養指導、精神面のケアなど安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組むとともに不妊に悩む夫婦への妊娠に向けた支援を行います。

取り組み内容		
安全・安心な妊娠・出産への支援 妊娠中から切れ目のないワンストップでの相談ができる体制づくりを進めます。		
事業	母子手帳の交付及び妊娠相談の充実	健康増進課
	ママパパ学級など保健指導の充実	健康増進課
	お産・産後サポート事業の実施	健康増進課
	産後ケアの実施	健康増進課
不妊への支援 妊娠を望む夫婦を支えられるよう、相談窓口の充実や経済的負担の軽減に努めます。		
事業	不妊に関する専門相談窓口の設置・紹介	健康増進課
	不妊治療支援事業（こうのとり事業）の推進	健康増進課

②乳幼児の健康管理の支援

子どもの健やかな成長と親の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達や健康状態の把握に努め、疾病の予防や早期発見・早期対応ができるように努めます。

取り組み内容		
乳幼児健康診査の実施 子どもの成長に合わせ、疾病の早期発見と発育、発達状態の確認等を目的とした健康診査を実施するとともに、その結果に基づいて保健師等による訪問や相談・指導を行います。		
事業	乳児一般健康診査費助成事業の実施	健康増進課
	乳児健診の実施（4、7、12ヶ月児）	健康増進課
	幼児健診の実施（1.6、2、3歳児）	健康増進課
	相談体制の充実	健康増進課
	精密検査の実施	健康増進課
	専門スタッフによる事後相談	健康増進課
歯科検診と予防指導の強化 歯科検診の実施とともに、歯磨き指導と食生活指導を含めた予防活動の強化に努めます。		
事業	幼児健診の実施（1.6、2、3歳児）	健康増進課
	新生児訪問指導、健診フォローの実施	健康増進課
	歯科予防指導の強化・充実（12ヵ月検診：保育園児を対象）	健康増進課

取り組み内容		
予防接種の実施 各段階における予防活動の強化に努めます。		
事業	予防接種の実施	健康増進課
	予防接種の勧奨	健康増進課

③育児に関する保健指導・相談の充実

出産後の家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報を提供するなど、地域で安心して子育てができるよう支援します。また、乳幼児健診等の機会に、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、発育・発達の問題の早期発見・早期支援を実施します。

取り組み内容		
保健指導や意識啓発の充実 育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、健診や各種教室、訪問などさまざまな場を活用し、保健指導や意識啓発を図ります。		
事業	ママパパ学級など保健指導の充実	健康増進課
	生活指導、育児指導、相談体制の充実	健康増進課
	母子栄養指導の実施	健康増進課
	乳児事故予防事業の実施	健康増進課
	親子のびのび教室の実施	健康増進課
	5歳児相談事業の実施	健康増進課
	すくすく相談の実施	健康増進課
	養育支援訪問事業の実施	健康増進課

④小児医療の充実

子どもがいつまでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、経済的負担の軽減や、市内および広域での医師会、関係医療機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備・情報提供など、小児医療の充実を図ります。

取り組み内容		
小児医療体制の充実 経済的負担の軽減や、市内および広域での医師会、関係医療機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備・情報提供などを行うとともに、日常の子どもの健康や保護者の健康管理など気軽に医療相談が受けられるよう、ホームドクター制を推進します。		
事業	子ども医療費補助の実施	子育て支援課
	小児救急医療体制の整備・PR	健康増進課
	ホームドクター制の推進	健康増進課

⑤食育の推進

北杜市食と農の杜づくり推進計画における取り組みと連携しながら、乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、本市の豊かな自然を活用した「食」を通じて子どもの豊かな人間形成を育むとともに、子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

取り組み内容		
食生活と栄養に関する支援、啓発 正しい健康な食生活習慣のあり方についての情報提供や親子食育教室などといった調理講習会の実施などを通し、健康な食生活習慣の啓発を行います。		
事業	食育推進事業の実施	健康増進課
	栄養指導、食生活指導の充実	子育て支援課 学校給食課 健康増進課
	正しい食に関する啓発事業の実施	健康増進課
食と農の杜づくり推進計画 地産地消の促進などを中心に、食と農に対する意識の向上を図ります。		
事業	親子食育教室（キッチン事業）の実施	食と農の杜づくり課
	学校や保育園における地産地消給食の拡大	食と農の杜づくり課 学校給食課 子育て支援課
	食文化・農文化の継承	食と農の杜づくり課
	教育ファーム事業の推進	食と農の杜づくり課
	エコひいき地産地消協力店の登録	食と農の杜づくり課
	広報活動の充実	食と農の杜づくり課

2 親子で声が響くまち～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～

(1) 就学前教育・保育および子育て支援サービスの充実



現状と課題



平成 24 年 8 月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・

子育て関連 3 法が成立、これに加え、平成 27 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに 10 年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられると同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。

本市には、市立保育園が 15 園（分園含む）、私立保育園が 2 園、このほか就労等により家庭に保護者が不在の小学 1 年生から 3 年生を預かる場として放課後児童クラブを 11 か所設置するなど、多様な教育・保育事業を展開しています。また、障害のある子どもを含め、発達の状況により手助けが必要な園児のいるクラスには職員を加配し受け入れを行うなど、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりに努めています。

就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズが今後拡大することが見込まれる中で、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
就学前教育・保育および子育て支援サービスの充実	1 就学前教育・保育サービスの充実	保育サービスの充実
		就学前教育への支援
	2 保育施設の整備、運営の充実	保育施設の整備
		保育人材の確保・育成
		市内保育園間の交流・情報共有の場の充実
	3 子育て支援サービスの充実	地域子育て支援サービスの充実 経済的負担の軽減

①就学前教育・保育サービスの充実

保護者が安心して子育てができると同時に、子どもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った就学前教育・保育サービスの量的かつ質的な充実に努めます。

取り組み内容		
保育サービスの充実 通常保育の一層の充実とともに、延長保育・一時保育・休日保育など保護者の働き方の多様化などに伴う多様な保育ニーズへの対応を充実します。		
事業	通常保育事業の充実	子育て支援課
	延長保育事業の検討・実施	子育て支援課
	休日保育事業の充実	子育て支援課
	一時保育事業の充実	子育て支援課
就学前教育への支援 就学前教育を希望する子どもとその保護者に対し、経済的負担の軽減の支援を行います。		
事業	学校教材費の助成	教育総務課
	私立幼稚園就園奨励費の支給	子育て支援課

②保育施設の整備、運営の充実

子どもにとって適切で、防災や防犯などの安全面に配慮した施設設備を進めるとともに、保育ニーズに応えられるよう人材の確保・育成や保育園間の交流・情報共有を図るなど、保育環境の充実に推進します。

取り組み内容		
保育施設の整備 公共施設総合管理計画等に基づき効率的・効果的な施設整備を進めることにより、子どもにとって適切で、防災や防犯などの安全面に配慮した施設設備を進めます。		
事業	施設整備計画の作成	子育て支援課
	施設整備の推進	子育て支援課
保育人材の確保・育成 多様な保育ニーズに対応できるよう、人材の確保と研修体制の充実に努めます。		
事業	保育人材の確保、充実	子育て支援課
	研修体制の整備・充実	子育て支援課
市内保育園間の交流・情報共有の場の充実 保育環境の充実に向け、市内の保育園間の情報交換や交流の機会や場の提供を進めます。		
事業	市内保育園間の情報交換体制づくり	子育て支援課
	保育園間交流事業の創設	子育て支援課

③子育て支援サービスの充実

在宅で保育を行う家庭などを含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分踏まえながら、地域における子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減を図ります。

取り組み内容		
地域子育て支援サービスの充実 保育所または病院等における病後児保育について検討し、実施するとともに、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備・充実に努めます。		
事業	病後児保育の検討・実施	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の実施	子育て支援課
	放課後児童クラブ運営体制の整備	子育て支援課
経済的負担の軽減 子育て家庭を経済的側面から支援するために、各種手当での支給や保育料の軽減措置を実施します。		
事業	出産祝い金の支給（※検討）	子育て支援課
	保育料の第2子以降無料化の実施	子育て支援課
	子ども医療費の小学6年生までの無料化の実施	子育て支援課
	公共施設や公共主催イベントの割引	子育て支援課

（２）仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進



現状と課題



近年は、女性の高学歴化や厳しい社会経済情勢、就業構造の変化などを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつ

あるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦労や喜びをともに分かち合いながら協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、男性に対して育児、家事参加の意識啓発や情報提供などを行っています。また、父親を子育てから遠ざけるひとつの要因として労働時間の長時間化が挙げられることから、企業や事業所への「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現に向けた働きかけにも取り組んでいます。

今後は、父親が子育てへの関わりを持ち、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、出産前からの父親への意識啓発や職場での理解促進および環境の改善などの取り組みをさらに充実させるだけでなく、母親に対しても、母親自身が「自分が子育てをやるものだ」という考えから免れるための意識改革を図ることが重要です。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進	1 仕事と子育ての両立支援	男女共同参画意識の醸成
		職場と家庭を両立できる環境整備

①仕事と子育ての両立支援

子育てにかかる負担が、どちらか一方の性に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。

取り組み内容		
男女共同参画意識の醸成 性別による役割意識の解消に向けた意識啓発を行うとともに、男性が家事・育児に積極的に関わられるよう、男性が参加しやすい事業の実施に努めます。		
事業	男女共同参画計画の推進	企画課
	性別による役割分担意識の解消	企画課
	男性の育児、家事参加への意識啓発	企画課
	人権意識の啓発	企画課
	「日曜子育て交流ひろば」の開催	子育て支援課
職場と家庭を両立できる環境整備 ワークライフバランスの重要性について意識啓発を行うとともに、育児休業を取得しやすいなど、仕事と家庭の両立に向けた職場環境、社会環境づくりを促進します。		
事業	労働時間短縮啓発事業の実施	企画課
	育児・介護休業取得促進のための啓発事業の実施	企画課
	企業の労務改善に係わる啓発事業の実施	企画課
	ワークライフバランスの意識啓発の実施	企画課

3 明るい声が響くまち～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～

(1) 生きる力を育む学校教育（原っぱ教育）の推進



現状と課題



近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社

会経済情勢などを背景に大きく変化しています。そうした中で、子どもたちはさまざまな支援やサービスを受け、守られる側面もある一方で、受身がちになり、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題が指摘される状況も見受けられます。

本市では、自然や人材、文化施設など、子どもの教育に資する地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した教育「原っぱ教育」を推進する中で、ライフステージを通じた体験活動の充実や居場所づくり、スポーツ活動等により、子どもたちが自分らしくいきいきと過ごしていける環境整備に取り組んでいます。特に、児童館では放課後子ども教室と連携しながら、地域住民の協力を得て、子どもたちの居場所を図るとともに、自立を促す活動を展開しています。

子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を創出するとともに、心身ともに健やかな成長を支えるための取り組みのさらなる推進を図ることが大切です。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
生きる力を育む学校教育(原っぱ教育)の推進	1 ライフステージを通じた教育・体験機会の提供	ブックスタート事業の推進
		原っぱ教育の推進
		体験活動の充実
	2 思春期保健対策の充実	子どもの居場所の確保
		健康指導の充実
	3 子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進	心身の健康の確保
		子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進に向けた環境づくり

①ライフステージを通じた教育・体験機会の提供

子どもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域社会と積極的にかかわり合うための機会や場を提供するなど、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

取り組み内容		
ブックスタート事業の推進 幼少期から本に親しむための取り組みを一層推進します。		
事業	ブックスタート事業の推進	中央図書館
	セカンドブック事業	中央図書館
	サードブック事業	中央図書館
原っぱ教育の推進 「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に掲げ、夢を持ち、未来を切り拓く、心身ともにたくましい北杜の子どもづくりを目指して、原っぱ教育を推進します。		
事業	確かな学力の育成事業の推進	教育総務課
	健やかな心とたくましい身体の育成事業の推進	教育総務課
	地域人材の活用による学校教育の活性化	教育総務課
体験活動の充実 さまざまな知識や経験、技能を持った地域の人材に授業や課外活動などに協力してもらいながら、体験活動を通して日頃の授業とは違った視点からの教育と学校の活性化を図ります。		
事業	小学生による子ども参観日の職業現場見学の実施	教育総務課
	中学生の体験労働による労働観の醸成	教育総務課
子どもの居場所の確保 子どもが放課後、安心して過ごすことができる環境整備や場の確保を図ります。		
事業	子どもの居場所作り事業の推進	子育て支援課
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進	子育て支援課
	児童館運営の充実	子育て支援課

②思春期保健対策の充実

次代の親となる世代に対して、生命の尊さへの理解を深めるための性教育や健康についての教育指導を進めるなど、思春期の子どもの心と身体の問題に対して、家庭、学校、保健・医療など地域で連携して健全な育成に努めます。

取り組み内容		
健康指導の充実 食事、睡眠、運動の規則正しい生活習慣づくりを指導するとともに、喫煙や飲酒、薬物、摂食障害などの健康リスクについての啓発事業や性・出産に関して正しい知識が身につけられるよう指導を実施します。		
事業	生活習慣に関する指導、相談体制の充実	教育総務課
	健康リスクについての思春期学習の充実	教育総務課
	性、出産に関する教育、指導、相談の実施	教育総務課 健康増進課
心身の健康の確保 思春期の子どもへの接し方などに不安を持つ保護者や日常生活での不安や悩みを抱える思春期の子どもを対象に、家庭教育についての学習会開催やピアカウンセリングを小・中学校との連携を図りながら実施します。		
事業	保護者への家庭教育講座の開催	生涯学習課
	親や子どもへのピアカウンセリングの実施	教育総務課
	教育相談窓口や支援ネットワークの整備	教育総務課

③子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進

子どもの体力づくりや身体を動かす環境づくりを行うため、屋外での遊びやスポーツの機会を保護者や学校、地域で意識的に確保します。

取り組み内容		
子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進に向けた環境づくり スポーツ指導者の育成・確保を図るとともに、スポーツ施設の整備・充実を進め、住民や子ども達の利用しやすい運営体制の充実に努めます。		
事業	スポーツ人材の活用による体育活動の活性化	生涯学習課
	スポーツ施設の整備、充実	生涯学習課

4 近隣で声が響くまち～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～

(1) 地域の子育て力の強化



現状と課題



近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくな

っています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てガイドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、地域子育て支援センターやつどいの広場、日曜子育て交流ひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。また、相談支援に関しては、総合相談窓口に専門の職員（コーディネーター）を設置し、各種関係機関との連携を図るとともに、電話での相談に対応するなど、支援体制の整備・拡充を図っているものの、近年、相談内容が複雑化・多様化する中で、職員の専門性の向上が課題となっています。他方、地域においては子育てサークルをはじめ、愛育会等の多様な地域組織が子育て家庭を支える活動に取り組んでいます。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと相談機関同士の連携強化をさらに進めていくことが求められています。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
地域の子育て力の強化	1 交流の機会・場の確保および提供	多世代交流の推進 親子の交流機会の確保
	2 身近な相談窓口・情報提供等の整備	身近な相談窓口の整備 情報提供の充実
	3 子育て支え合い活動への支援	子育て支援団体等の育成

①交流の機会・場の確保および提供

学校・家庭・地域・行政をはじめ、地域の多様な主体が連携し、交流機会の場を確保、積極的に提供するなど、地域全体で子どもを育成する環境をつくります。

取り組み内容		
多世代交流の推進 親子で参加できるスポーツ、文化行事を開催するとともに、地域のお年寄りと子どもの交流ができる催しなどを実施します。		
事業	異年齢交流事業の実施	子育て支援課 生涯学習課
	児童ふれあい交流促進事業の実施	子育て支援課
	祖父母を含む高齢者との交流事業の実施	子育て支援課
親子の交流機会の確保 子育ての悩みなどを気軽に相談できたり、仲間づくりの場として、親子が交流できる場や機会の提供を行います。		
事業	地域子育て支援センター事業の推進	子育て支援課
	つどいの広場事業の推進	子育て支援課

②身近な相談窓口・情報提供等の整備

市内で実施している事業や支援が、必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

取り組み内容		
身近な相談窓口の整備 育児に関する情報提供や育児の精神的負担の軽減をめざした、育児・教育の相談窓口を整備・充実に努めます。		
事業	家庭児童相談室の運営	子育て支援課
	育児電話相談の開設	子育て支援課
	総合相談窓口の充実、PR	子育て支援課
情報提供の充実 子育てガイドブックや、ホームページの運営および地域CATVの活用等による情報提供体制の充実に努めます。		
事業	子育てガイドブックの発行・配布	子育て支援課
	子育て専門ホームページの充実・運営	子育て支援課
	CATV等での子育て情報の提供	子育て支援課

③子育て支え合い活動への支援

地域で一体となって子どもの養育に関わることのできる体制づくりを行うため、地域で展開されている子育ての支え合い活動や子育てネットワークへの支援を進めます。

取り組み内容		
子育て支援団体等の育成 地域の子育て支え合い活動への支援や育成を図るとともに、子育て支援に係わるネットワーク化を推進します。		
事業	母子保健関係者連絡会議の開催	健康増進課
	子育て支援関係団体の育成	子育て支援課
	愛育会活動の促進	健康増進課
	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課

5 地域に声が響くまち～子どもの権利保障～

(1) 子どもの権利保障のための支援の推進



現状と課題



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が、平成元年の国連総会において採択されてから25年、平成6年に日本で批准

されてから20年が経過しました。これは、子どもたち一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけるとともに、「子どもの最善の利益の確保」が大人の責務として定めるものであり、この間「児童虐待の防止等に関する法律」をはじめ、「子ども・若者育成支援推進法」や「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などの法制度が整えられてきたものの、虐待やいじめ、不登校等の顕在化、相対的貧困率^{※1}の悪化等、依然として子どもたちは自分らしく生きる権利が脅かされている状況にあると言えます。

本市では、家庭児童相談室や母子自立支援員、青少年カウンセラーなどを中心に、各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。

ひとり親や障害など、生まれ育つ環境に左右されず、すべての子どもたちが尊重されるべき権利の主体として自分らしく生活していけるよう引き続き環境の整備を図るとともに、子どもたちの基本的人権が侵害される場合には、未然防止や早期発見に努めることはもとより、自ら安心して支援や救済、保護、回復が求められる体制を強化していくことが求められています。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
子どもの権利保障のための支援の推進	1 ひとり親家庭への支援	母子・父子家庭の自立支援
	2 障害児支援の充実	早期発見と対応の充実
		在宅・地域生活のための支援
		経済的支援の充実
	3 児童虐待防止対策の推進	未然防止・早期発見および対応の推進 子どもの保護・救済

^{※1} 相対的貧困率：世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額（中央値）の半分（貧困線）に満たない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線に届かない人の割合を指します。

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、母親の就労、住居、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースが多いことから、国や県との連携のもと、自立に向けた支援を行います。

取り組み内容		
母子・父子家庭の自立支援 生活基盤づくりに必要な経済的支援に加えて、自立した生活ができるよう就業情報の提供や相談体制を整備・充実します。		
事業	母子家庭等自立支援給付の実施	子育て支援課
	自立支援のための相談、情報提供の実施	子育て支援課
	母子・父子家庭の就労支援	福祉課

②障害児支援の充実

国の法制度等の変化に対応しながら、障害の多様化や障害のある子どもの増加を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも生活していけるよう、一人ひとりに合った支援の充実に努めます。

取り組み内容		
早期発見と対応の充実 障害の早期発見に努めるとともに、状況に応じた治療や訓練および保護者の相談体制の充実を図ります。		
事業	乳幼児健診の充実	健康増進課
	情報提供の充実	健康増進課
	相談支援事業	福祉課
在宅・地域生活のための支援 障害児を持つ家庭に対し、住み慣れた地域で生活していくための各種事業を実施します。		
事業	障害児居宅事業（ホームヘルプサービス）給付の実施	福祉課
	障害児通所支援事業給付の実施	福祉課
	障害児短期入所事業（ショートステイ）給付の実施	福祉課
	地域生活支援事業（日中一時支援事業、移動支援事業等）	福祉課
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施	健康増進課
	障害児保育の推進	子育て支援課
	障害児の親の集い	福祉課
	障害のある子どもへの読書活動の支援・おはなし会の実施	中央図書館

取り組み内容		
経済的支援の充実 障害児を持つ家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、各種制度の周知・利用促進に努めます。		
事業	北杜市心身障害児童福祉年金	健康増進課
	小児特定疾患治療研究事業（医療給付）情報提供	福祉課

③児童虐待防止対策の推進

子どもへの虐待を未然に防止するため、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、支援を必要とする家庭には、早期発見・対応により、各種関係機関と連携しながら、適切な支援・フォローが行える体制のさらなる強化を推進します。

取り組み内容		
未然防止・早期発見および対応の推進 虐待が子どもに与える影響などについて意識啓発を行うとともに、緊急相談窓口の設置や虐待等通報体制のネットワーク整備、危機介入についての体制を整備し、虐待の未然防止と早期発見・対応に努めます。		
事業	保護者向け意識啓発の推進	子育て支援課
	児童虐待防止ネットワーク事業の推進	子育て支援課
	D V対策の推進	子育て支援課
	危機介入体制の整備	子育て支援課
子どもの保護・救済 犯罪やいじめや児童虐待等、被害を受けた子どもへの精神的なケアを実施し、子どもたちへの適切かつ迅速な保護・救済を図ります。		
事業	カウンセリング等相談窓口の設置	子育て支援課
	スクールカウンセラー等によるカウンセリングの実施	教育総務課
	各種相談事業の実施	子育て支援課

(2) 子どもの安全・安心の確保



現状と課題



子どもや子育て家庭が、犯罪や事故、災害等の危険性がなく安心して暮らせるまちは、ひいては地域住民全体がゆとりや安心感を

もって生活できる都市空間へとつながるといえます。しかし、平成 23 年に発災した東日本大震災とその後の原子力災害の影響、また情報化の進展によるスマートフォンやインターネット等の普及に伴うメディアへの対応など、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれ、また子どもたち自身が非行に走ったり犯罪の加害者になる可能性が生じる不安や危険性、有害環境等が身近に潜んでいます。

本市では、自主防犯団体が警察等の関係機関と連携し、地域全体で子どもたちの安全と安心を見守る取り組みを進めているほか、さまざまな学習機会の提供や教室の開催、各種関係機関の連携や情報共有等により、子どもの安全確保の取り組みを進めています。

生まれ育つ環境を自ら選択できない子どもたちが、この地域に愛着をもち、いずれは家族を築いていけるよう、子どもや子育て家庭が、安全・安心に生活できる持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
子どもの安全・安心の確保	1 防犯対策の強化	防犯体制の充実
		防犯意識の向上
	2 安全教育の推進	交通安全意識の向上
		生活事故安全意識の向上

①防犯対策の強化

保護者や学校の取り組みはもとより、警察・家庭・地域・関係機関が連携し、一体となった防犯対策の推進に努めます。

取り組み内容		
防犯体制の充実 子どもが犯罪被害に遭わないよう、地域一体となった防犯体制づくりに努めます。		
事業	地域の防犯灯整備	地域課
	警察、学校、関係機関のネットワークの構築	地域課
	児童への緊急ブザーの貸与	教育総務課
防犯意識の向上 地域や学校等での防犯講習会の実施や防犯に関する情報提供など、防犯意識の向上を図ります。		
事業	親子防犯講習会、防犯指導の実施	教育総務課 子育て支援課
	学校、保育園等の防犯マニュアルの整備	教育総務課 子育て支援課

②安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、交通安全意識を高めるとともに、子どもの日常生活における事故を防止するために、保護者の安全意識の向上を推進します。

取り組み内容		
交通安全意識の向上 子どもが交通事故から身を守れるよう交通安全教育を推進するとともに、交通法規の厳守、運転マナーの向上についてのドライバーへの意識啓発を行います。		
事業	幼児、子どもの安全教室の開催	企画課
	高齢者と子どもの交通安全教室の開催	企画課
	小中高校生の交通安全教育指導者講習会への参加	企画課
	交通弱者対象の交通安全教育推進事業への取り組み	企画課
	ドライブマナー向上についての啓発事業の実施	企画課
	交通ルールの街頭指導、マナー指導の実施	企画課
	交通安全施設の整備、充実	企画課
	チャイルドシート等購入補助（※検討）	子育て支援課

取り組み内容		
生活事故安全意識の向上 子どものふだんの生活の中で生じる怪我などの事故についての事例情報提供や、保護者への意識啓発などを行います。		
事業	保護者への事故防止への意識啓発事業（乳児事故予防事業）の実施	健康増進課
	災害に対する家庭での備蓄の推進	健康増進課
	新生児訪問時の災害指導の実施	健康増進課

6 杜っ子の声が響くまち～子ども・子育てにやさしいまちづくり～

(1) 子ども・子育てにやさしいまちづくり



現状と課題



近年、少子・高齢化が急速に進行する中で、子育て世代に魅力的なまちを形成し、定住や移住を促進することにより、人口減少や少子

化に少しでも歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。このため、若者や子育て中の家族が生活の基本となる職と住が地域で得られるようにするとともに、医療機関、商業施設、公園などの子育てに必要な機能がコンパクトに集積した生活しやすい地域づくりを推進することが必要となっています。

本市では、市民だけでなく来訪する子育てファミリーが過ごしやすいまちづくりを進める中、平成20年4月にミキハウス子育て総研より「ベビーズヴァカスタウン」第一号の認定を受け、子育てしやすい場所への建設や、子育てにやさしい室内外の仕様・面積・設備を備えた「北杜市営子育て支援住宅」の整備を進めています。一方で、本市は県内一の広い面積を持つことから、車などの移動交通手段を持たない子どもを中心に、より利用者の視点に立った交通手段の確保を検討することが求められています。

今後も、子ども連れに配慮したユニバーサルデザインに基づく、都市基盤づくりを継続的に進め、地域の子ども連れと来訪する子育てファミリー双方が楽しく過ごせる、やさしい地域づくりを引き続き推進していくことが重要です。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
子ども・子育てにやさしいまちづくり	1 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり	ベビーズヴァカスタウンの推進
		公共施設等の整備・充実
		住宅の確保
		雇用の確保

①妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間の形成に向け、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

取り組み内容		
ベビーズヴァカスタウンの推進 子ども連れのファミリーにやさしいまちづくりは、住民にもやさしいまちづくりにつながることを考慮した施策を展開します。		
事業	子育てファミリー向けの観光施設への転換	観光・商工課
	子育てファミリー向けの観光施設におけるサービスの充実	観光・商工課
公共施設等の整備・充実 道路整備や公共交通・施設等において、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めるとともに関係機関との連携を図ります。		
事業	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路・公共交通の整備	まちづくり推進課
	集客施設等へのユニバーサルデザイン導入の啓発	観光・商工課
	市役所へのキッズコーナー、赤ちゃんの駅設置・子育てバリアフリーの推進	子育て支援課
住宅の確保 市営住宅の充実を図ることで子育て世帯が安心して子育てができるような住宅の提供に努めます。また、併せて、市内の空き家を積極的に活用する方法を検討します。		
事業	市営住宅の提供	住宅課
	市内の空き家情報の提供及び利用促進方法の検討	地域課
雇用の確保 市内に企業を積極的に誘致することにより、地域への雇用の確保に努めるとともに、商工会などと連携しつつ、市内企業の活性化を推進することにより、地域の雇用の拡大に努めます。		
事業	市内の企業誘致による雇用の確保	観光・商工課
	市内企業の活性化による雇用の拡大	観光・商工課
	定住促進就職祝金の支給	観光・商工課

(2) 若者への総合的な支援の推進



現状と課題



国は、平成 22 年、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割りのアプローチでは限界にあるとし

て、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。平成 26 年には、同ビジョンに基づく施策の点検・評価が成されており、その中で今後取り組むべき課題および方向性のひとつとして、「子供・若者が自らの心・身体について、発達段階に応じ、正しく認識し、その主体として自己制御・自己調整する力」や、労働者として就労段階において「自らの権利を適切に行使できるような力」を育む必要があることが指摘されているほか、ひきこもりやニートなど、経済的・社会的自立が困難な子ども・若者への支援についても検討されています。

本市では、社会的自立に困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携し一体的な支援を実施するための機関として、青少年育成北杜市民会議を活用し対応を進めています。また、こうした社会情勢を一因とした未婚率の上昇に対しては、市内の若者たちが気軽に参加し交流ができる機会の提供や結婚相談事業等を行っています。

経済的・社会的自立が困難な子ども・若者の増大は、地域活力の低下や少子化の加速化をもたらすことが懸念されます。そのため、児童・青少年期から心身および経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

■施策体系

施策の展開 (大項目)	施策の展開 (小項目)	施策の方向
若者への総合的な支援の推進	1 子ども・若者を含めた一体的な支援の推進	若者が住みたい・住み続けたいまちづくりの推進

①子ども・若者を含めた一体的な支援の推進

将来の北杜市を支える子ども・若者の育ち・自立を支援し、発達段階やライフステージに応じた取り組みを行うなど、子ども・若者に向けた一体的な支援を推進します。

取り組み内容		
若者が住みたい・住み続けたいまちづくりの推進		
定住人口の増加を図り、若い労働力が定着するよう、青少年育成北杜市民会議を活用しながら、さまざまな取り組みを行います。		
事業	若者の交流促進事業	企画課
	既存協議会の活用	生涯学習課

第5章 数値目標及び確保の方策

1 教育・保育事業

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込(必要利用定員総数)		39	0	691	44	332	37	0	669	42	339
② 確保 の内容	特定教育・保育施設(認定 こども園、幼稚園、保育所)	39	691		44	332	37	669		42	339
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
②－①		0	0		0	0	0	0		0	0
		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込(必要利用定員総数)		34	0	648	39	346	33	0	628	37	353
② 確保 の内容	特定教育・保育施設(認定 こども園、幼稚園、保育所)	34	648		39	346	33	628		37	353
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
②－①		0	0		0	0	0	0		0	0
		平成 31 年度									
		1 号	2 号	2 号	3 号						
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育					
①量の見込(必要利用定員総数)		31	0	608	35	361					
② 確保 の内容	特定教育・保育施設(認定 こども園、幼稚園、保育所)	31	608		35	361					
	特定地域型保育事業				0	0					
②－①		0	0		0	0					
提供体制、確保策の考え方		既存の地域の保育園を活用します。特定地域型保育事業については、既存の保育園でニーズを考えられるため、0 としました。									
教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容		本市には幼稚園が存在しないため、既存保育園から認定こども園への移行を検討します。									

単位：人

単位: 人

2 地域子ども・子育て支援事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
(1)利用者支援に関する事業 単位:箇所	①量の見込	0	0	0	0	0	
	②確保の内容	1	2	2	2	2	
	②－①	1	2	2	2	2	
	提供体制、確保策の考え方	平成 27 年度に、保健センターにおいて「母子保健型」を実施。平成 28 年度に立地条件等を勘案し、つどいの広場 1 箇所で実施します。					
(2)延長保育事業 単位:人	①量の見込	52	47	43	39	35	
	②確保の内容	52	47	43	39	35	
	②－①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	現状ではニーズがなく延長保育(11 時間を超える保育)を行っていませんが、量の見込みにより受入体制の整備を検討する必要があります。また、ファミリー・サポート・センターの利用も促します。					
(3)放課後児童健全育成事業 【市全域】 単位:人	①量の見込	低	431	406	402	387	369
		高	222	224	222	216	203
	②確保の内容	599	612	606	603	572	
	②－①	△54	△18	△18	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	平成 27 年度は定員の弾力化及び指導員の確保を図り対応できる施設から対象者を拡大するとともに 2 地区(高根西、泉)で増設します。平成 30 年度は高根地区に施設を新設する予定です。					
(4)子育て短期支援事業 単位:人日	①量の見込	0	0	0	0	0	
	②確保の内容	0	0	0	0	0	
	②－①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	－					
(5)乳児家庭全戸訪問事業 単位:人	①量の見込	207	196	185	174	164	
	②確保の内容	207	196	185	174	164	
	②－①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	新生児の家庭を訪問し、母子の健康チェック、産後うつスクリーニングテスト等の支援を行います。					
(6)養育支援訪問事業 単位:人	①量の見込	60	60	60	60	60	
	②確保の内容	60	60	60	60	60	
	②－①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	妊娠期、産後に支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣し不安なく養育できるようにします。					
(7)地域子育て支援事業 単位:人日	①量の見込	1,503	1,418	1,337	1,261	1,190	
	②確保の内容	1,503	1,503	1,503	1,503	1,503	
	②－①	0	85	166	242	313	
	提供体制、確保策の考え方	市内 7 箇所のつどいの広場・子育て支援センターにおいて母子の交流・育児相談を行います。					

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(8)一時預かり事業 【幼稚園 1 号 ／2号】 単位:人日	①量の見込	1号	0	0	0	0	0
		2号	0	0	0	0	0
	②確保の内容		0	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		—				
(8)一時預かり事業 【その他】 単位:人日	①量の見込		3,767	3,570	3,311	3,114	2,928
	②確保の内容		2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
	②－①		△1,247	△1,050	△791	△594	△408
	提供体制、確保策の考え方		現状では年間延べ 90 人が利用していますが、量の見込みによりさらなる受入体制の整備を検討する必要があります。また、ファミリー・サポート・センターの利用も促します。				
(9)病児・病後児保育事業 単位:人日	①量の見込		665	707	752	709	669
	②確保の内容		0	0	752	709	669
	②－①		△665	△707	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		現在のところ、事業は実施していませんが、量の見込みによりさらなる受入体制の整備を検討する必要があります。また、ファミリー・サポート・センターの利用も促します。				
(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 単位:人日	①量の見込	低	10	10	10	10	10
		高	10	10	10	10	10
	②確保の内容		20	20	20	20	20
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		協会の拡充及び制度の周知により対応します。				
(11)妊婦健診事業	①量の見込	人	260	260	260	260	260
		回	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	②確保の内容		3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		健康増進課において、さまざまな方法により定期的な受診を促します。また、契約医療機関との連携を図ります。				

■【区域別】(3)放課後児童健全育成事業

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①明野地区 定員 60 人 放課後子ども 教室(連携型)	①量の見込	低	42	40	39	38	36
		高	24	24	24	23	22
	②確保の内容		66	64	63	61	58
	②－①		0	0	0	0	0
②須玉地区 定員 30 人 放課後子ども 教室(連携型)	①量の見込	低	42	40	39	38	36
		高	29	29	29	28	27
	②確保の内容		71	69	68	66	63
	②－①		0	0	0	0	0
③高根地区 定員 115 人 放課後子ども 教室(一体型)	①量の見込	低	112	105	105	100	96
		高	49	49	49	48	45
	②確保の内容		120	136	136	148	141
	②－①		△41	△18	△18	0	0
④長坂地区 定員 120 人 放課後子ども 教室(一体型)	①量の見込	低	84	79	78	75	71
		高	38	39	38	37	35
	②確保の内容		122	118	116	112	106
	②－①		0	0	0	0	0
⑤大泉地区 定員 60 人 放課後子ども 教室(一体型)	①量の見込	低	51	48	48	46	44
		高	22	22	22	22	20
	②確保の内容		60	70	70	68	64
	②－①		△13	0	0	0	0
⑥小淵沢地 区定員 40 人 放課後子ども 教室(一体型)	①量の見込	低	41	39	38	37	35
		高	30	30	30	29	27
	②確保の内容		71	69	68	66	62
	②－①		0	0	0	0	0
⑦白州地区 定員 40 人 放課後子ども 教室(連携型)	①量の見込	低	28	26	26	25	24
		高	14	15	14	14	13
	②確保の内容		42	41	40	39	37
	②－①		0	0	0	0	0
⑧武川地区 定員 40 人 放課後子ども 教室(連携型)	①量の見込	低	31	29	29	28	27
		高	16	16	16	15	14
	②確保の内容		47	45	45	43	41
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人

第 6 章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、北杜市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所（園）、子育て支援施設、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、北杜市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

資 料

○北杜市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、北杜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務に関し調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 市内事業主
- (4) 教育・保育関係者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 子育て会議に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 子育て会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 子育て会議は、第3条の事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 第7条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条各項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(最初に開かれる会議の招集)
- 2 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○平成 25 年度 北杜市子ども・子育て会議 委員

(敬称略)

区分	所 属	役 職	氏 名
福祉関係者	北杜市民生委員・児童委員協議会	会 長	(委員長) 齊木 正光
	〃 (児童福祉部会)	部会長	米澤 茂徳
	北杜市母子愛育会	会 長	内藤 律子
	北杜市食生活推進協議会	会 長	小池 まき子
保護者	北杜市 P T A 連絡協議会	副会長	小林 弘樹
		副会長	高垣 睦美
	北杜市保育園保護者連合会	会 長	石川 千春
		副会長	小須田 一美
市内事業主	北杜市子育て応援企業	代 表	矢崎 元子
	北杜市商工会	会 長	興水 順彦
教育・保育関係者	北杜市校長会	会 長	古屋 昭彦
	北杜市保育協議会	会 長	篠原 美鈴
		副会長	篠原 靖子
学識経験者	帝京学園短期大学		(副委員長) 吉田 百加利

○平成 26 年度 北杜市子ども・子育て会議 委員

(敬称略)

区分	所 属	役 職	氏 名
福祉関係者	北杜市民生委員・児童委員協議会	会 長	(委員長) 日野水 丈士
	〃 (児童福祉部会)	部会長	板山 國夫
	北杜市母子愛育会	会 長	栗澤 和江
	北杜市食生活推進協議会	会 長	福田 すみ江
保護者	北杜市 P T A 連絡協議会	副会長	古屋 昌信
		副会長	中山 ゆかり
	北杜市保育園保護者連合会	会 長	早川 江利
		副会長	清水 和美
市内事業主	北杜市子育て応援企業	代 表	矢崎 元子
	北杜市商工会	会 長	興水 順彦
教育・保育関係者	北杜市校長会	会 長	小尾 好男
	北杜市保育協議会	会 長	大森 厚子
		副会長	篠原 美鈴
			山田 あけみ
学識経験者	帝京学園短期大学		(副委員長) 吉田 百加利

北杜市 子ども・子育て支援事業計画

発 行：平成 27 年 3 月

企画・編集：北杜市 子ども支援課

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

T E L 0551-42-1332

F A X 0551-42-1125